

令和6年度（2024年度）第1回吹田市社会福祉審議会会議記録(概要)

1 日時 令和6年（2024年）7月4日（木）午後2時から午後3時50分まで

2 場所 吹田市文化会館（メイシアター）3階 レセプションホール

3 出席者

(1) 委員 12名

齊藤 弥生	委員長	石田 成則	副委員長		
岡田 忠克	委員	宮下 幾久子	委員	大山 七重	委員
三木 秀治	委員	櫻井 和子	委員	山之内 一馬	委員
菊澤 薫	委員	岸下 富盛	委員	矢上 敬子	委員
新粂 晃子	委員				

(2) 市職員 21名

【全議事に出席】

田畑 茂洋	福祉部次長（福祉総務室長兼務）
紙谷 裕子	福祉総務室参事
齋藤 知宏	福祉総務室主幹
本郷 夏実	福祉総務室主査
上垣 美帆	福祉総務室主任
賀集 恒介	福祉総務室主任
中村 海翔	福祉総務室係員

【議事1・2に出席】

小西 司郎	障がい福祉室主幹
萩原 伸悟	保育幼稚園室参事
堀 一也	保育幼稚園室主幹

【議事3～6に出席】

竹本 和倫	高齢福祉室長
村尾 佳世	高齢福祉室参事
下村 知生	高齢福祉室主幹
原口 達矢	高齢福祉室主査
廣瀬 優香	高齢福祉室係員
吉村 恵	障がい福祉室長
金崎 智子	障がい福祉室参事
宮川 公平	障がい福祉室主幹
安宅 千枝	すこやか親子室長
伊勢田 学	すこやか親子室参事
岡 寛人	すこやか親子室主幹

4 内容

(1) 開会

(2) 議事

議事 1 身体障害者福祉専門分科会の開催状況について

議事 2 児童福祉専門分科会の開催状況について

議事 3 地域福祉計画推進専門分科会の開催状況について

議事 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の開催状況について

議事 5 障がい者施策推進専門分科会の開催状況について

議事 6 社会福祉審議会規則改正案について

(3) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者

1 名

7 配付資料

資料 1 身体障害者福祉専門分科会実績報告書

資料 2 児童福祉専門分科会実績報告書

資料 3－1 地域福祉計画推進専門分科会実績報告書

資料 3－2 吹田市における重層的支援体制整備事業実施に向けた主な動き

資料 3－3 吹田市権利擁護・成年後見制度支援センター リーフレット

資料 4－1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会開催実績報告書

資料 4－2 第 9 期吹田健やか年輪プラン説明資料

資料 5－1 障がい者施策推進専門分科会実績報告書

資料 5－2 吹田市障がい者支援プラン説明資料

資料 5－3 重層的支援体制整備事業及び成年後見制度利用促進に係る取組

資料 5－4 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する
条例」に関する作業部会の設置について

資料 6－1 社会福祉審議会の構成（案）

資料 6－2 社会福祉審議会規則改正前後のイメージ

議事（会議要旨）

議事 1 身体障害者福祉専門分科会の開催状況について

議事 2 児童福祉専門分科会の開催状況について

委員長 議事 1 及び議事 2 について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 資料 1 をご覧ください。令和 5 年度及び令和 6 年度の審議内容については、身体障害者福祉専門分科会及び本分科会に設ける審査部会において、身体障害者手帳の申請に係る診断書作成医師の指定及び指定の取消、育成医療・更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消、並びに身体障害者の障害程度の認定に関する事項の調査審議を行いました。本分科会の活動内容については、主に医師等により 17 名で構成される委員に対し、案件に応じて個別に指定や認定等に関する審査依頼を行っており、この間に依頼した回数は計 31 回になります。今後も、診断書作成医師や身体障害者手帳の障害等級に係る認定審査について、随時、書面審査を予定しています。

事務局 資料 2 をご覧ください。児童福祉専門分科会では、教育・保育施設や地域型保育事業の認可にあたり御意見をいただいております。本分科会の活動内容については、本年 3 月に地域型保育事業所の運営法人の変更に伴う認可について御審議のうえ、了承をいただきました。今後は、来年 3 月に、4 月開園予定の保育施設の認可について御審議いただく予定にしております。また、資料に記載はありませんが、急遽、追加の認可案件が生じたことから、本年 10 月にも開催する予定で調整をしております。本市では、保育ニーズの高まりや大規模な開発事業に伴い、必要に応じて新たな施設整備を含めた保育提供量の確保に努めていく方針としており、本専門分科会において、引き続き、個別の案件についてお諮りをしてまいります。

委員長 地域型保育事業所とは、どういうものでしょうか。

事務局 地域型保育事業とは少人数で行う保育事業のことで、この認可にあたり本分科会で御意見をいただいております。複数ある類型のうち、昨年度の案件としては 2 歳児までの保育を行う小規模保育事業所を対象といたしま

した。また、本市内には事業者が従業員の子どもを保育し、一般の方も御利用いただける事業所内保育事業所もございます。

委員長 他に御質問はございますか。御質問がないようですので、次の議事に移ります。

議事3 地域福祉計画推進専門分科会の開催状況について

委員長 議事3について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 資料3－1をご覧ください。地域福祉計画推進専門分科会の開催状況について御報告いたします。1月29日に実施した会議では、11月20日に開催した本審議会での御意見をフィードバックしながら、権利擁護支援や重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）などについて御意見をいただきました。委員の方からは、「権利擁護支援でも重層事業でも、支援者の専門性が生かされた状態でチームでの支援ができるよう、支援を広い視野で捉えて調整する仕組みが必要になるので、これについて引き続きしっかり検討してほしい。」などの御意見をいただいております。今後の予定については、来月19日と来年1月頃に、地域福祉計画の進捗状況等について御意見をいただけるよう準備を進めております。

事務局 資料3－2をご覧ください。重層事業の実施に向けた主な動きについて御報告いたします。令和5年度には、本事業の必須事業を所管している室課及び吹田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、並びにオブザーバーとして大阪府及び大阪府社会福祉協議会に御参加いただき、計11機関で全5回の検討会議を開催し、本市における重層的支援体制整備事業の実施体制について検討を行いました。また、本事業と深く関係する事業を所管する室課並びに地域包括支援センター及び障がい者相談支援センター等の関係機関にヒアリングを実施し、地域の最前線で活躍されている支援者の御意見を伺いながら検討を進めました。今年度は、昨年度の取組を踏まえ、本事業の実施体制について全庁的に議論を重ね、重層事業実施計画の中で本市の目指す方向性を示せるよう検討を進めるとともに、令和7年4月に円滑に事業を開始できるよう準備を進めてまいります。

事務局 資料３－３をご覧ください。７月１日に開設した吹田市権利擁護・成年後見支援センターの概要について御説明いたします。吹田市権利擁護・成年後見支援センターには愛称があり、市民アンケートの結果「けんりサポートすいた」に決まりました。運営は、市社協に委託しており、相談窓口は総合福祉会館２階の市社協事務局内に設けられています。相談は、対面のほか、電話・メール・ホームページ内の問合せフォームから受け付けており、成年後見制度の利用を考えている方やその御家族、親族後見人、事業所等の支援者など、幅広い人からの成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の相談に応じます。また、大阪弁護士会・大阪司法書士会・大阪社会福祉士会の方に御協力をいただき、毎月決まった曜日・時間に法律・福祉の専門職に無料で御相談いただける専門相談・専門職派遣の体制を整備しましたので、支援内容の検討に長期間時間を要しているものや、法律の視点での課題が多くあるケース等がございましたら、けんりサポートすいたへ御連絡ください。また、出前講座も実施しますので、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援についての講座を希望される場合も御相談ください。けんりサポートすいたの運営については、別で設けている協議会の場で毎年御意見をいただく予定であり、初回の会議は毎月３０日に開催予定です。また、協議会には、けんりサポートすいたの設置に向けて御意見をいただいた検討会議委員に引き続き御参画いただくとともに、新たに金融機関の方にも御参画いただくこととなっています。

委員長 地域福祉計画の進捗のお話でしたが、議事４で説明のある高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や議事５で説明のある障がい福祉計画・障がい児福祉計画にも共通する事項になっています。すべての専門分科会で足並みをそろえて取組を進めていかなくてはなりませんので、分野横断的な観点から、御意見・御質問をよろしくお願いいたします。

A委員 重層事業を実施するにあたり、新しい機関を設置するわけではなく、「受けとめ隊」の職員を配置し既存の窓口の連携を強化していくということを吹田市では考えられています。まずはミニマムスタートで進めていく計画ですので、その体制をきちんと整備できればと思っています。けんりサポートすいたは７月１日に開設したところで、これから知見を積み重ねていかなければいけません。三士会の先生方との連携が重要ですので、そのあたりに力を入れて取り組んでいただくことを期待しています。

B委員 成年後見制度を利用したいけれども申し立てできる人が見つからない場合、けんりサポートすいたで支援していただけるのでしょうか。例えば、市長申立につなぐようなことはできますか。

事務局 市長申立については、高齢福祉室及び障がい福祉室で担当しております。申し立てできる人が見つからない場合は、けんりサポートすいたと市が連携して申し立てを行っていくものと考えています。

委員長 成年後見制度の利用に向けては、まずはけんりサポートすいたに御相談いただいて、そこから支援方法を検討していくという流れかと思います。

C委員 成年後見制度について相談できる場所が、ふだん生活している身近な場所にできたのは本当に良かったと思います。リーフレットに法人後見事業の記載がありますが、これは、けんりサポートすいたが後見人等の候補者として挙げられるということでしょうか。

事務局 けんりサポートすいたが後見人等になるということではなく、このセンターを運営している市社協が法人後見事業を実施していることから、このように記載しているところです。

D委員 日頃、地域の方から御相談を受けたときに色々な相談窓口を紹介していますが、こういった相談窓口が生活面や金銭面等なんでもサポートしてくれると誤解されている場合がありますので、けんりサポートすいたは何ができる場所なのかをきちんと周知しないといけないと思います。

委員長 難しいところではありますが、権利擁護や成年後見制度がまだまだ浸透していない中でも、きちんと周知する必要があると思います。リーフレットを見ると、お金や不動産の管理だけでなく、「身寄りがなくて自分に何かあったら不安」ということや「家庭裁判所に提出する書類の作成が難しい」といったことも相談できるということが分かります。リーフレットの他に、市民向けにセンターを周知するための取組は何か考えておられるのでしょうか。

事務局 市内で全戸配布されている市報すいた7月号の46ページに特集記事としてけんりサポートすいた一の開設について掲載しております。その他、ホームページを新たに作成し公開しておりますし、地域の身近な相談員である民生委員の方や自治会の代表者の方が集まれる場でけんりサポートすいたの開設につ

いて周知する予定ですので、少しずつ口コミで広がっていくことも期待しています。

E 委員 私も高齢者ですので、けんりサポートすいたにはとても関心があります。詐欺に遭うかもしれないという不安もありますし、このような場所ができて良かったと思います。

委員長 他に御質問はございますか。御質問がないようですので、次の議事に移ります。地域福祉については、高齢者・障がい者の分野とも関係してきますので、お気付きのことがあれば、次の議事の中でも御意見・御質問をいただければと思います。

議事 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の開催状況について

委員長 議事 4 について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 資料 4－1 をご覧ください。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の開催状況について御報告いたします。審議内容について、令和 5 年度は、計画策定最終年として第 9 期吹田健やか年輪プラン策定に向けた検討等を重ねてきました。令和 5 年 11 月の専門分科会では、第 9 期計画の素案の審議とグループワークを行い、それまでの会議での御意見を踏まえてパブリックコメントに出す素案をとりまとめました。令和 6 年 1 月の専門分科会では、計画素案に対する市民意見等についての報告や第 9 期介護保険料の案について説明し、それまでの会議での御意見を踏まえて、最終の計画素案をとりまとめました。今後の予定は、令和 7 年 2 月頃の専門分科会において、第 8 期吹田健やか年輪プランの総括と、第 9 期吹田健やか年輪プランの年次報告について、御審議いただく予定です。

資料 4－2 をご覧ください。第 9 期年輪プランの概要を御説明いたします。スライド 2 ページ目、「身近な地域で共にいきいきと安心・安全に暮らせるまち～ずっと吹田で、ずっと元気に～」を本市の理想像とし、これの実現のために取り組む施策をプランに盛り込んでいます。スライド 3 ページ目、吹田健やか年輪プランは老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した計画です。今年度は第 9 期計画の 1 年目にあたり、2026 年度までの 3 年間の計画となっています。第 9 期では 65 歳以上の人口がピークとなる 2050 年を見据えて取り組んでいくこととしており、目指すべき地域包括ケ

アシシステムの構築を深化・推進していくこと及びその先に見据えた地域共生社会の実現に向けた具体的な取組が計画書に記載されています。スライド4ページ目、第9期計画では、計画の体系を考えるにあたり、ロジックモデルを作成しました。2050年の将来像（最終アウトカム）を「身近な地域で共にいきいきと安心・安全に暮らせるまち～ずっと吹田で、ずっと元気に」としており、その将来像を大きく5つの要素に分解した理想像を中間アウトカム、本市がめざす具体的な理想の姿を初期アウトカム、それを達成するための施策を「基本目標」として設定しています。第9期計画では基本目標が5つあり、基本目標ごとに、目標を達成するための具体的な取組が計画書に記載されています。スライド5ページ目のグラフは、5年おきの本市の人口の状況を示しています。住宅地の再整備が進んでいることを背景に本市の総人口は2030年まで増え続け、2030年をピークに、急速に人口が減っていきます。65歳以上の高齢者の人口は総人口のピークを迎える2030年を過ぎてからも増え続け、2050年にピークを迎え、以後は減少に転じると推計されています。スライド6ページのグラフは、高齢化率、後期高齢化率を示したものです。65歳以上の高齢者の割合が、2010年頃は5人に1人であったのが、2025年頃では4人に1人、2050年頃は3人に1人になると推計されています。また、後期高齢化率について、高齢化率の増え方にならって確実に増えており、より介護を必要としている後期高齢者が増加することが、認定率の上昇につながっていきます。スライド7ページのグラフでは、本市の高齢化率は全国・大阪府平均よりも低いこと、また、全国・大阪府平均が少しずつ増加している中で、本市ではあまり変化がないことが示されています。これは、高齢者と同じように若い世代も増えているからだと言えますが、2030年以降、本市の総人口が減少していくと急速に高齢化が進むことが見込まれています。スライド8ページの要支援・要介護の認定率のグラフでは、本市は全国平均よりも高いものの、大阪府平均よりは低く推移していることがわかります。認定率の平均が全都道府県の中で最も高い大阪府の中でも、本市の認定率が低く出ているのは、健康に関する意識が高い方が多いからではないかという調査結果が出ています。スライド9ページの介護保険給付費のグラフで、要支援・要介護の認定者数の増加に伴い介護保険給付費の増加が見込まれることを示していますが、介護保険料の大幅な上昇を抑えるためにも、健康寿命の延伸や介護予防の取組が大事だと言えます。スライド10ページでは介護保険給付費の財源構成を示していますが、サービス利用時の利用者の自己負担額を除き、50%を公費で、50%を保険料で負担しており、第1号被保険者には全体の23%を負担していただく構成となっています。スライド11ページでは第9期介護保険料の概要を示していますが、介護サービスの利用量の見込みと本市の施策を行うことで必要となる費用を合計した金額である介護保険給付費見込額は、3か年で1,017億4,708

万円となり、第8期計画と比べて11.3%増加していますが、基金の趣旨に従って保険料上昇の抑制のために介護保険給付費準備基金の全額を取り崩すことで月額876円を抑制した結果、介護保険料の基準額は月額6,280円となり、第8期計画と比べて5%の上昇となっています。第8期計画と比べて、保険料の基準額が300円上昇した主な要因としましては、要支援・要介護認定者数が約10%増加することでサービス利用が増加し、介護保険給付費の増加が見込まれることや、物価高騰、全産業における賃金の引上げ等の経済状況の新たな変化を踏まえて国が改定した介護報酬の改定を反映したことが主な要因であると考えています。スライド12ページでは介護保険料の第1期からの推移を示しています。本市の介護保険料は、概ね大阪府平均を下回り、国平均とほぼ並んだ形で推移していますが、本市・大阪府・全国の平均が一度も下がることなく、期を重ねるごとに高くなっているのは、65歳以上の人口が増加するとともに、介護サービスを使う人と量が増えているというのが一番の理由であり、2050年の第17期では月額9,600円程度となる見込みです。

ここからは、計画の中身についてポイントを絞って御説明します。13ページでは、本市の65歳以上人口における認知症の割合を示しています。本市では、2023年時点で高齢者の11%が認知症となっており、国の推計では、2025年には65歳以上の人の5人に1人が認知症になるとされています。また、本市では、85歳以上であれば約4割が認知症となっています。日本人の平均寿命は男性81歳、女性87歳ですが、死亡する人が最も多い年齢は、男性が88歳、女性が93歳というデータがありますので、男性も女性も85歳以上まで生きられる方が多く、誰もが認知症になる可能性があり、他人事ではないということをみんなが認識しなければならないと言えます。スライド14ページでは、第9期計画で重点的に取り組んでいくことは、認知症の人を地域全体で見守り支えていく仕組みづくりになります。まずは、認知症について正しい知識を持ち、その知識の普及を行うサポーターを養成していくこと。そして、その認知症サポーターを中心とした支援者と、認知症の人本人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等をつないでいく仕組みである「チームオレンジ」の構築を推進していきます。スライド15ページでは、第9期計画の策定にあたり、2023年3月に市内介護サービス事業者を対象に実施した介護人材の確保についてのアンケート結果を示しています。その調査のなかで、「従業員の不足感」についてお聞きした結果が、訪問看護員では87.9%、訪問看護員以外の介護職員では61.5%、ケアマネジャーは52.9%、看護職員は48.5%が、従業員の不足感を示しています。スライド16ページでは、本市の介護人材の需要と供給の独自推計を示しています。2040年の需要推計が11,755人であり、供給見込が供給推計①では8,177人、供給見込②では6,798人であり、約3,600人～5,000人の介護人材不足が想定されていま

す。スライド 17 ページでは、介護人材不足の解消に向けての取組を記載していますが、介護現場で働いている人たちが長く続けて働けるように、事業所における職場環境や処遇改善への支援を行うのが、「介護人材の資質の向上」「定着促進・離職防止」の取組であり、介護の仕事のやりがいや魅力を広く発信することで、より多くの方に介護の業界に飛び込んできてもらおうとするのが「介護の仕事の魅力発信」「参入促進」の取組です。このように色々な角度から、総合的に、介護人材確保に向けて取り組んでいきたいと思っています。

最後に、介護保険料の上昇を少しでも抑制していくためには、まずは、高齢者の方に、できるだけ長く元気に過ごせるよう健康寿命を延ばしていただくことが大切です。そのためには、生きがいと健康づくり、介護予防の取組を推進していかなければなりません。また、地域における支援体制、認知症の方や家族を支える施策、持続可能な介護保険サービスの充実等について、市役所をはじめ、地域包括支援センターや介護サービス事業者、各団体、地域の皆様も一丸となって、地域包括ケアシステムを深め、地域共生社会の実現を目指していければと思っています。

委員長 事業者としての御意見、本市全般への御意見、どちらでも結構ですので何かございますか。

F 委員 全国や大阪府と比較して、本市が要支援・要介護の認定率が低いということは、これまで高齢者向けに行ってきた取組の結果が出てきているのだと思います。一人暮らし高齢者や認知症高齢者はこれからどんどん増えていきますので、そういった方が安心して在宅で生活していくためには、けんりサポートすいたのような場所が必要なので、本当にできて良かったと思います。

ケアマネジャー不足の話もありましたが、資格を取得してもその職につかないこともありますので、これからますます人材不足は大きくなっていくのではないかと思います。団体の方でも危機感をもって取り組んでいるところです。定着促進のことで言いますと、カスタマーハラスメントもそうですが、職場でのハラスメントが退職につながっているとよく聞きます。人と関わる仕事ですので、こういったことがないように一人ひとりが取り組んでいけたらと思います。

委員長 最後の御指摘にもあったように、利用者側からサービスの提供者側へのリスペクトについても、これからもっと考えていかなければいけないと思います。

E 委員 資料のとおり、高齢化率はどんどん上がって、介護保険料も上がっていますが、やむを得ないと思っています。特に、75 歳以上の高齢者は、後期高齢者医療の

保険料と介護保険料の両方を負担してしまして、それが結構な金額になりますので皆さん大変だと言っています。

委員長 介護保険料が大阪市では月額 9,000 円を超えて全国トップというニュースがありました。吹田市の計画の中では保険料を抑えるために色々な努力をされているということが伺えます。ひとつ気になったのは、健康で元気で認定率も低くするといっても、介護が必要になったときに、必要な介護サービスは安心して必要なだけ使うということも大事な視点だと思います。高齢者に元気でいましょうと求めるだけではなくて、無駄なところはないのか、適正化を目指して保険者の力を発揮してほしいと思います。

他に御質問はございますか。御質問がないようですので、次の議事に移ります。

議事 5 障がい者施策推進専門分科会の開催状況について

委員長 議事 5 について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 資料 5－1 をご覧ください。障がい者施策推進専門分科会の開催状況について御報告いたします。令和 5 年度は障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定年度であったことから、主に次期計画の策定について御審議をいただきました。令和 6 年度は、前期計画の令和 5 年度実績評価等と手話言語等促進条例に係る施策推進方針について御報告させていただく予定になっております。

資料 5－2 をご覧ください。吹田市障がい者支援プランについて御説明いたします。スライド 2 ページでは、計画の位置づけと期間を示しています。本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間を計画期間とし、吹田市総合計画とその部門別計画として位置づけられている第 4 期吹田市障がい者計画を踏まえて策定されました。障がい者計画が本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画であるのに対し、本計画は、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定めています。スライド 3 ページでは計画策定のための審議会及びスケジュールを示しています。本計画の策定につきましては、障がい者施策推進専門分科会で議論を重ね、令和 5 年 12 月に計画案に対する答申をいただき計画素案を策定し、その後、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、吹田市障がい者福祉事業推進本部会で政策決定いたしました。なお、令和 5 年 12 月 20 日に開催された障がい者施策推進専門

分科会での答申では、スライド4ページにあるとおり、①障がい者の生活を支える支援の充実を図ること。②障がい者の就労促進策の充実を図ること。③障がい者をめぐる状況の変化にも対応し、配慮を続けること。の3つの意見を付され、原案どおり御了承いただきました。スライド5・6ページでは障がい福祉計画の概要を、スライド7ページでは障がい児福祉計画の概要をお示ししております。障がい福祉計画は、国の基本指針に即して定めることになっており、第7期障がい福祉計画においては、国の基本指針で定められた6つの成果目標を設定しています。一つ目の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」では、福祉施設に入所する障がい者の地域移行の推進に向け、グループホームの整備促進等に取り組みます。二つ目の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」では、地域で暮らす精神障がい者を支える地域づくり等の取り組みを行います。三つ目の「地域生活支援の充実」では、障がい児者の重度化・高齢化、親亡き後等の障がい者支援のため、地域生活支援拠点等の面的整備の推進及び支援体制の強化等に取り組みます。四つ目の「福祉施設から一般就労への移行」では、市の障がい者雇用の推進、障がい者雇用に対する企業理解の促進等障がい者の就労について取り組みます。五つ目の「相談支援体制の充実・強化等」では、相談員のスキルアップや体制の整備・強化等に取り組みます。六つ目の「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」では、報酬の審査体制強化等に取り組みます。次に、「障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策」と「障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組」について説明いたします。「3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策」の「(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス」では、見込量確保のための方策として、医療的ケアの必要な重度障がい者等のためのサービス確保策及び支援体制強化等に取り組みます。(2) 地域生活支援事業では、障がいや障がい者に対する理解促進、意思疎通支援、また、障がい者の文化芸術等の活動機会の確保のための方策を記載しています。「4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組」では、主なものとして、「(1) 障がい者を理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進」では、バリアフリーの実現や合理的配慮に関する取組等について記載しています。「(2) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進」では、障がい者の適切な情報取得のための情報発信方法を検討すること、手話や点字、要約筆記等のコミュニケーション手段の普及・啓発を行うとともに、意思疎通支援や意思決定支援に取り組んでまいります。「(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成」では、福祉サービスに従事する人材不足が喫緊の課題であることから、さまざまな視点から人材確保に取り組むことを記載しています。障がい児福祉計画においては、次の5点に注力して取り組みます。1点目はこども発達支援センター

を地域における障がい児支援の中核に据え、センターの専門性にに基づき、大阪大学医学部との連携を更に強化する取組や、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを精力的に行い、事業所連絡会において、研修や相談等の後方支援を行うなど、スーパーバイズコンサルテーションの強化を図ります。また、インクルージョンに必要な関係機関の相互理解を増進するなどして、各種支援の底上げを図ってまいりたいと考えております。2点目は、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と児童のライフステージの境目を意識した効果的な連携のあり方について、関係部局間で検討、調整してまいります。3点目は、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のため、すいすいシートの更なる活用や、保育所等訪問支援事業の理解促進に取り組みます。4点目は、医療的ケア児など特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備のため、新たに福祉的コーディネーターを配置します。5点目は、障がい児相談支援の提供体制の確保のため、セルフプラン率を30%以下とした新たな目標を設定します。スライド8ページをご覧ください。計画推進の実施体制と進行管理といたしましては、福祉部と児童部が共同で推進し、関係団体や障がい当事者とも連携して推進します。また、障がい者施策推進専門分科会で計画の進捗状況を報告いたします。

資料5－3は重層事業及び成年後見制度利用促進に係る取組について、新しく策定した計画に記載した部分を抜粋したものになります。御参考までにご覧いただければと思います。

資料は5－4をご覧ください。スライド2・3ページの本条例の概要ですが、本条例では、手話が“話し言葉”と同様に、言語の一つであることについて、市民の理解を深め、手話の普及・促進を図ること、また、障がい者が個々の状況に応じて、手話や点字などのコミュニケーション手段を容易に選び使うことができる環境整備等について規定しています。中でも、第8条「施策の推進方針」では、手話などの普及に係る必要な取組について、市は施策推進方針を策定し、計画的に進めていくよう定めていることから、スライド4ページでお示ししている新たな作業部会と障がい者施策推進専門分科会に障がい者や学識経験者などの外部委員による作業部会を設置し、条例施行後1年を迎える令和6年12月までに施策推進方針を策定し、以後、施策の進捗管理を行いたいと考えております。スライド5ページでは、施策推進方針策定スケジュールをお示ししております。まず、庁内外の手話言語作業部会での御意見・御提案等を順次反映させながら、本年9月末頃には骨子案としてまとめ、10月上旬にパブリックコメントを実施した後、庁内外の作業部会を再度開催し、そこで原案を作成のうえ、最終的には12月末までに施策推進方針を策定したいと考えております。スライド6ページでは、昨年12月の条例施行後、これまでに行っ

た主な取組を例示しています。手話言語等普及担当会議については、本年1月1日付けで、障がい福祉室と兼務となった手話に精通する職員が中心となって研修の講師を担当し、まずは福祉部及び窓口職場の職員を対象に、「通訳が必要ですか?」「筆談でいいですか?」など、初歩的な手話の習得に向けた研修を新年度から順次実施しております。スライド7ページでは、本市での手話言語等促進条例制定までに、意思疎通支援に関連して施行・改正された、主な法律等をお示ししております。2年前に成立した障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現に資するための施策等が定められており、基本理念の一つに「デジタル社会において、全ての障がい者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにすること」と記されています。スライド8ページでは、ここ5年間の身体障害者手帳所持者の実数及び障害種別ごとの内訳をお示ししています。意思疎通支援と密接に関連する視覚障がい及び聴覚・平衡機能障がいは点線で囲っており、令和4年度で視覚障がい者は753人、聴覚・平衡機能障がいを有する方は、874人となっています。スライド9ページでは、計画策定にあたり、主に障がい福祉サービス利用者を対象に行ったアンケートにおいて、視覚障がい者や聴覚障がい者が回答した「コミュニケーションを取るときに必要な支援」の結果をお示ししております。障がい者手帳の所持者の年齢構成等とは異なりますが、視覚障がい者98人、聴覚障がい者71人から回答をいただきました。集計の結果、年代による大きな傾向は見られず、それぞれの障がい者が必要とする意思疎通支援として、視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話す」が51.0%と最も多く、「点字」は14.3%でした。また、聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話す」「筆談や意思伝達装置など文字によるもの」の数値が比較的高く、「手話」については29.6%となっています。本市で点字を必要とする人の人数としては、視覚障がいの手帳をお持ちの方（18歳以上）の14.3%とすると106人程度、手話は、加齢性難聴で高齢になってから聴覚障がい者となられる方も多く、アンケート結果から推測することは難しいですが、聴言障害者協会に所属している人やそのご家族等の人数をお聞きしていると、市内で100人程度と考えています。手話言語等促進条例の目的は、市民に対する手話への理解促進と普及及び障がい者が個々の状況に応じて各種のコミュニケーション手段を簡単に利用できる環境整備にあります。また、まだまだ障がい者に対する理解が進んでいないという当事者の思いを大切に、作業部会での御意見を踏まえ、できる限り障がい者への意思疎通支援が行われるよう施策推進方針を策定して参ります。

委員長 この件について、何か御意見・御質問はございますか。

C委員 障がい者施策推進専門分科会では、いつも非常に活発に御意見をいただいております。今回も意見を付して原案通り了承させていただきました。障がい者の関係でも人手不足の問題があり、どの分野でも同じ課題なのだと感じています。また、手話言語条例ができたことで、今後、どのような取組が行われていくのかということに非常に興味を持っております。

委員長 他に、障がいや子ども等、どの視点でも結構ですので御意見・御質問はございますか。

G委員 虐待等を理由に児童養護施設に入所している人の4割くらいに知的障がいがあるというデータがあります。今、18歳が成人年齢ですので、18歳になった子どもたち一人ひとりにここでの生活を継続するかどうか確認していますが、中には、自宅に帰ることが難しい子どもたちもいます。施設で18歳までなんとか育ててきた子どもたちを、どうやって障がい福祉サービスにつないでいくかということが非常に大きな課題になっています。グループホームでの生活が始まったときに、自分の意思で自宅に帰ってしまう方もいて、再び虐待を受けるということが何件か続いており、非常に心を痛めております。けんりサポートすいたに早い時期からつなぐということも必要ですが、一人ひとりの子どもたちが自分に後見人が必要であるということを理解したうえで、障がい福祉サービスにつなぐことができないかと考えていたりもします。けんりサポートすいたでは非常に幅広い範囲で相談させていただけるということですので、また活用させていただきたいと思います。なるべく地域で生活を続けていってほしいと思っていますので、親と子の両方に障がいや他の課題もあって世帯全体で支援が必要なときは、まさに重層的支援が必要だと思います。今でも家庭児童相談室や障がい福祉室と連携していますが、その連携がもう少しスムーズに進めばいいなと思っていますので、具体的にどうやっていけば良いのか御相談させていただきたいと思います。

委員長 日頃あまり耳にしない現場の情報をお話いただいたように思います。その他、全体を通じてお気付きの点はありませんか。

H委員 私たちは法人後見事業も実施しており、障がいのある方の案件も数件受任しています。お金の管理ができない方の現金等を預かっていても、スマホで決済で

きるので、思いがけず高額の請求がきたという話も聞いており、時間をかけて指導をしていく必要があります。また、障がいのある方は若い方も多いので、高齢者と違って長い期間関わっていかなければいけません。けんりサポートすいたはできましたが、課題解決には時間がかかるものと思っています。権利擁護というのは本当に一筋縄ではいかない、長い時間をかけてサポートしていくためのものだと思いますので、人員も必要ですし、丁寧な対応が必要だと思っています。

I 委員 ボランティア連絡会でも視覚障がい者・聴覚障がい者を対象とする活動もあります。広報紙はすぐ点字にしてお届けできるくらいフットワークの軽い活動ができますが、手話の方はなかなかうまく動いていただけないと聞いていますので、手話がどこでも見られるようにしていただければと思います。

公的支援を使わないことが自慢だった私の母が、97 歳で心不全になって初めて介護認定をしていただきました。地域包括支援センターの方にとっても良くしていただいてスムーズにサービスの利用が始まって、また、ヘルパーさんもとてもし良い方に来ていただきました。私たちのボランティアグループ参加している方にヘルパーの資格をお持ちの方がいますが、複数のお宅で 20 分ずつ働くけれども、その間の移動時間はお金が入らないということで、拘束時間が 2 時間あっても、いただけるお給料は 1 時間分あるかどうかと言っていました。彼女も別の職場を探すと言っていましたし、この体制では仕事は続かないと思いますので、何か良い体制ができたらいいなと思っています。

委員長 貴重な御意見だと思います。そうやって現場で働こうとしておられる方が続けられるように、行政の支援や施策を考えていただきたいと思います。他に、全体を通じて御意見はありませんか。

J 委員 年輪プランも障がい者支援プランも、内容的にとっても素晴らしいものになっていると思います。高齢者・障がい者やその方の支援者は、こういう計画に理解があると思いますが、そうではない方にもわかっていただけるように、広く一般市民に周知する必要があると思います。

委員長 他に御質問はございますか。御質問がないようですので、次の議事に移ります。

案件 6 社会福祉審議会規則改正案について

委員長 議事 6 について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 資料 6－1 をご覧ください。本審議会は、吹田市社会福祉審議会の組織、運営その他必要な事項を定めている吹田市社会福祉審議会規則等に基づき会議を開催しています。今年度中に、地域福祉計画の策定及び推進について本審議会で議論を行えるよう、規則改正を行いたいと考えていますので、その概要と理由について御説明させていただきます。変更後の規則の適用は、次期委員委嘱予定日の来年 7 月 1 日を想定していますので、任期が来年 6 月 30 日までとなっている現委員の皆様が再任された場合には、変更案の体制で御議論いただく可能性があります。現行では、専門的な議論はそれぞれの専門分科会に任されていることから、全体会では各専門分科会での審議状況の報告が主な議題となっていました。変更案では、全体会の審議事項を、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項」とすることで、地域福祉計画推進専門分科会で議論していた内容を統合し、これまで以上に地域共生社会の実現に向けた議論ができるように変更した形になります。このような改正を考えた理由といたしまして、1 つ目に、国において地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられたため、高齢・障がい分野等の計画とこれまで以上に連携を図っていく必要があること、2 つ目に、地域福祉計画には成年後見制度利用促進計画や再犯防止推進計画が包含されており、今後、重層事業実施計画も包含する予定であるため、これまで以上に広い範囲の内容を多角的な視点で議論する必要があることから、各専門分科会の代表者で構成されている本審議会で御議論いただきたいと考え、改正を検討しているところです。資料 6－2 をご覧ください。現行のイメージ図は、高齢分野・障がい分野・地域福祉分野の各専門分科会で議論した内容を、各専門分科会の代表者が全体会で報告している一方向の矢印になっていますが、改正後のイメージ図では、全体会では、高齢・障がいの各専門分科会で議論した内容を踏まえて地域福祉の内容について議論し、各専門分科会では、全体会での地域福祉についての議論を踏まえて、分野ごとに専門的な内容について議論することを双方向の矢印で示しています。これにより、地域福祉計画が目指す地域共生社会の理念が、高齢・障がいの計画にも共有されやすくなり、足並みを揃えて計画の策定・推進を行える体制になると考えています。さらに、全体会で地域福祉計画について議論するにあたり、これまで地域福祉計画推進専門分科会に設置されていた策定部会についても移行するとともに、公募市民も引き続き参画できるように要領を制定したいと考えております。策定部会は、

計画策定時のみ年3回程度開催するもので、全体会の委員の中から委員長に指名された方に参画いただく予定です。また、公募市民の参画については、地域福祉計画の議論について地域住民の参画がなくてはならないと考えておりますので、地域福祉計画推進専門分科会での要領を参考にしますと、定員4名で募集することになると考えております。今回の規則改正の方向性につきましては、各専門分科会の庶務を担当している室においても共通認識をもっておりますが、会議の運用などの事務的な面での課題がありますので、そのあたりについては今後整理が必要と考えております。最後に、今後のスケジュールにつきましては、本審議会でご意見をいただいたのち、規則改正の影響が特に大きい地域福祉計画推進専門分科会でも御意見をいただいたうえで、規則改正へ進めていきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、今後の全体会の在り方を見据えて、御意見・御質問をいただければと思います。

委員長 この件について、御意見・御質問はございますか。

A委員 これまでも地域福祉計画推進専門分科会では、かなり密な議論を行ってきました。今回の規則改正の趣旨もよくわかりますので、期待したいと思います。そのうえで、市民の方の意見が、よりよく反映されるような議論ができる体制づくりをお願いしたいと思います。

委員長 今回の規則改正は、国の方で、地域福祉計画が福祉の各個別計画の上位計画という位置づけにした流れを踏まえての組織の再編ということになるかと思います。最後に、副委員長から御意見をいただきたいと思います。

副委員長 全体を通じまして、まずは、各領域で人手不足の問題というのが非常に大きいということがよくわかりました。例えば介護分野に限っても、日本では家族による介護が75%ですが、北欧諸国では事業者が75%となっています。この時点で全然違う状況でして、そういう意味では、介護ボランティアの業務を少し拡大したり、北欧で認められている認定介護士の制度を考えてみる必要があると思います。これは全国的な規模で行われるものですが、吹田市の方でいろいろ考えて要望するということもあり得ると思います。次に、良い施策を導入したときは、その広報が非常に大事になってくると思います。市報も重要な手段だと思いますが、それ以外にホームページやSNS、各種の市のイベントや商業施設等でアピールしていくということが大事だと思います。

 けんりサポートすいたという本当にすばらしい相談窓口ができたと思ってい

ますが、横断的な事業を実施する場合は、様々な分野の機関とスムーズな連携ができるように心がけていただきたいと思います。ただ、連携ということになると、多くの支援者が色々な情報に触れることになりますので、個人情報保護の視点もしっかり考えていただきたいと思います。今回、いずれの領域においても、伴走型の支援が非常に重要だということをよく理解しました。

委員長 それでは以上ですべての議事を終了させていただきます。本日は貴重な御意見をありがとうございました。